

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

(1) 玉野総合コンサルタント株式会社(以下「玉野総合コンサルタント」という。)

沿革

昭和 26 年 (1951) 有限会社稲垣測量事務所を設立
昭和 28 年 (1953) 有限会社玉野測量事務所に商号変更
昭和 36 年 (1961) 玉野測量株式会社に組織変更
昭和 38 年 (1963) 玉野測量設計株式会社に商号変更
昭和 56 年 (1981) 玉野総合コンサルタントに商号変更

資本金・株式 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

イ) 資本金

320 百万円

ロ) 発行済株式

普通株式 640,000 株 (非公開)

ハ) 主要株主 (持株比率)

小川明彦	21.1%
伊東 祥	10.6%
佐藤佳子	4.2%
小川一子	3.3%

本社・事業所

本社 : 名古屋市中村区竹橋町 4 番 5 号
名古屋市内事業所 本社ほか 5 ヶ所

支店 : 関東支店(埼玉県さいたま市)
大阪支店(大阪府大阪市)
福岡支店(福岡県福岡市) ほか 3 ヶ所

営業所 : 盛岡事務所(岩手県盛岡市)
和歌山事務所(和歌山県和歌山市)
熊本事務所(熊本県熊本市) ほか 25 ヶ所

経営者

代表取締役社長 坂口 均

従業員の状況

800名（平成16年9月30日現在）

企業グループ

玉野総合コンサルタントグループは、玉野総合コンサルタント、玉野都市開発株式会社の他、子会社5社により構成されている。

(2) 玉野都市開発株式会社(以下「玉野都市開発」という。)

沿革

昭和47年（1972） 玉野都市開発を設立

資本金・株式（平成16年9月30日現在）

イ）資本金

50百万円

ロ）発行済株式

普通株式 100,000株（非公開）

ハ）主要株主（持株比率）

玉野総合コンサルタント	80.0%
小川明彦	14.6%
鈴木勝巳	1.2%

本社・事業所

本社 : 名古屋市中村区竹橋町4番5号

経営者

代表取締役社長 坂口 均

従業員の状況

8名（平成16年9月30日現在）

2 事業の概要

(1) 玉野総合コンサルタント

玉野総合コンサルタントは、建設コンサルタント事業、測量事業、地質調査事業及び補償コンサルタント事業等を営む土木系の総合コンサルタント会社であり、主に官公庁が発注する調査、設計業務を受託して

いる。

(2) 玉野都市開発

玉野都市開発の主要な事業は、不動産販売事業、不動産売買仲介事業、不動産賃貸事業及び区画整理事業代行業である。

3 財務内容

(1) 玉野総合コンサルタント

平成 16 年 9 月期(単体)中間決算(単位:百万円)

売上高	6,013
営業利益	234
経常利益	23
当期純利益	29
借入金総額	14,164

(2) 玉野都市開発

平成 16 年 5 月～9 月(単体)実績(単位:百万円)

売上高	135
営業利益	100
経常利益	42
当期純利益	234
借入金総額	9,476

4 主要債権者

玉野総合コンサルタント及び玉野都市開発ともに、株式会社 UFJ 銀行 等

第 2 支援申込に至った経緯

玉野総合コンサルタントは、売上高で比較すると建設コンサルタント業界で全国 10 位に位置しており、特に都市整備部門のパイオニアとして、地方公共団体等からの信頼を得ている。しかしながら、公共事業見直し等の事業環境の変化に加え、所有不動産等の含み損の累積により財務体質が著しく悪化し、過剰債務を抱えるに至った。また、創業以来のトップダウン型経営からくる自己変革意識の欠如や事業部門ごとの縦割り意識等の企業文化・内部管理体制上の諸問題から、抜本的な改善策を実施するには至らなかった。

このような状況のもと、対象事業者及び株式会社 UFJ 銀行は、過剰債務を解消するとともに、スポンサーである日本工営株式会社(以下「日本工営」と

いう。)主導によるガバナンス体制の強化及び営業への積極的支援により、早期の事業再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

(1) 資産処分と子会社の整理

所有不動産は原則として全て売却し、売却代金を有利子負債の圧縮に充当する。

また、大幅な債務超過を抱える玉野都市開発は清算し、玉野総合コンサルタントの今後の事業展開との関連性が薄い南紀航空株式会社は第三者に売却する。

(2) 事業の選択と集中

玉野総合コンサルタントの事業は都市整備部門、建設部門及び都市環境部門の3つの専門部門と、中部ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック及び九州・沖縄ブロックという4つの地域ブロックに分類される。

玉野総合コンサルタントにおいては、今後、限られた経営資源を玉野総合コンサルタントの強みである都市整備部門を主体にシフトする。

また、建設部門及び都市環境部門においては、都市整備部門が受注した案件から派生する業務を確実に受注できる体制を確立する。その他の単独案件については、従来からの営業基盤である中部・西日本・九州ブロックでの受注に注力し、受注確率の向上を図る。

(3) 業務効率化

有能な人材を確保しつつ、業界最高水準の人員効率を維持・強化する。また、外注費の単価削減等、変動費の圧縮にも取り組む。

(4) エリアブロック単位の収益・効率管理体制の構築

各エリアブロックへの権限と責任の委譲を進めることにより、各エリアブロックの正確な収益貢献度合いの把握と早期の課題発掘・解決に努める。

(5) スポンサーとの業務連携

日本工営と連携し、事務管理の統合による効率化及び要員・技術交流による事業力の向上を進めるとともに、玉野総合コンサルタントにおいて取り組みが遅れていた、首都圏を中心とした都市整備案件の市場拡大

及び海外での共同受注を進める。

(6) 数値計画

平成 20 年 3 月期において、売上高約 119 億円、営業利益約 7.3 億円を見込む。

2 企業再編（ストラクチャー）

以下のストラクチャーを予定している。

(1) 玉野総合コンサルタントについて

所有不動産の売却等の抜本的な財務リストラを実施した上で、以下のから を行う予定である。

資本金の 90%以上の減少

10 株を 1 株とする株式併合

スポンサーである日本工営による約 3,300 百万円の出資

(2) 玉野都市開発について

玉野都市開発は大幅な債務超過状態にあり、玉野総合コンサルタント及びそのグループ会社以外の取引先からの収益も乏しいことから、自立存続は困難と判断した。そこで、玉野都市開発については所有不動産を全て売却した後、清算する。なお、下記 3 に記載の金融支援後もなお存続する貸付金債権については、親会社である玉野総合コンサルタントによる免責的債務引受を要請する。

(3) その他の玉野総合コンサルタントグループ企業について

南紀航空株式会社は、玉野総合コンサルタントの事業との関連性が薄いことから、同社の株式及び航空事業に係る営業資産を全て第三者へ譲渡するとともに、同社の測量事業については玉野総合コンサルタント又は玉野総合コンサルタントグループ企業にて引き継ぐこととする。また、その他の玉野総合コンサルタントグループ企業については、直近では M&A を絡めた企業再編の予定はない。

3 金融支援の概要

玉野総合コンサルタント及び玉野都市開発に対し総額 13,018 百万円の金融支援（債権放棄）を要請する。

第 4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本当期純利益率が2%ポイント以上、有形固定資産回転率が5%以上、それぞれ向上することになる。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることになる。

3 清算価値との比較

玉野総合コンサルタントを清算した場合の債権の価値は、本事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回ると考えられる。

4 3年以内のリファイナンスの可能性

スポンサーからの出資に加え、本事業再生計画を実行することにより、平成17年3月期には債務超過状態が解消される見込みであり、その後も安定したキャッシュフローが見込まれるため、3年以内のリファイナンスの可能性は十分に認められる。

5 過剰供給構造の解消との関係

本事業再生計画の遂行に、「供給能力」が向上する事業はなく、「産業活力再生特別措置法の施行に係る指針」第15条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないと判断される。

6 労働組合との協議の状況

玉野総合コンサルタントには労働組合が存在しないため、今後速やかに従業員代表との協議を行うことを予定している。

第5 経営者の責任

玉野総合コンサルタントの全役員は一旦辞任し、今後の経営体制については、日本工営との協議のもと決定する。

第6 株主の責任

玉野総合コンサルタントにおける90%以上の減資、10株を1株とする株式併合及び日本工営に対する第三者割当増資により、既存株主の割合的地位を大幅に減少させることを予定している。

以上